

シルバー

かわさき

平成9年1月1日

第 9 号

財団法人
川崎市シルバー人材センター
川崎市川崎区堤根34番地19
電話 044(222)1550



作品 佐野 進 会員

年頭のご挨拶

理事長 大橋 為 宣

明けましておめでとうございます。平成九年の新春をお慶び申し上げます。

当シルバー人材センターは、昭和五十五年八月一日に財団法人川崎市高齢者生きがい事業団として発足し、以来、着実な実績を重ねて参りました。この業績は会員皆様のご努力もさることながら、関係機関のご指導と地域社会のご援助の賜物であります。

年頭に際し、衷心よりお礼申し上げます。

申すまでもなく、当センターは、設立の趣旨に基づき、高齢者の永年培ってきた知識や経験等が生かせる就業の場を提供することが最重要課題であります。その課題のために役員はもとより職員一同真摯にことに当たる所存でございます。

高齢化社会を更にご認識賜り、適切かつ積極的なご指導とご援助を賜りますようお願い致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭にあたり

事務局長 櫻井 正 雄

あけましておめでとうございます。会員の皆様にはますますおすこやかに、新年を迎えられたことと思います。

さて、新聞等では『景気の回復が上昇』しているように報道されておりますが、近年のセンター事業をとおして実態をみますと、経済の上向きの実感は余り無く、むしろリストラの嵐が吹き荒れているように感じます。例えば働く会員の数を減らして欲しい・依頼をストップしたい・年令制限をしたいなどがあります。また、作業に対しても厳しい注文がつくようになりました。

一方、シルバーの会員がした仕事は手抜きがない、真面目にやってくれるので安心等のお褒めの言葉を、発注者の方からいただいているのも事実です。

このようにシルバー人材センターは、地域の中で信頼されることを支えに仕事の発展を図っている訳で、それはひとえに会員一人一人の『自覚』と『責任』が求められるものであります。

新しい年の始めにあたり、シルバー人材センターの基本理念であります『自主・自立・共働・共助』の原点に立ち返り、不況の現状に対し、会員・センター職員が一丸となって立ち向かっていただきたいと思います。

事業報告

研修報告

平成8年度に予定された研修会は、無事に終了しました

1 植木 7月29日～7月30日

北部事務所 11名参加

2 表具 9月10日～9月12日

中部事務所 11名参加



だいぶ慣れたよ

3 ホームクリーニング(横浜市合同)

10月29日～30日

南部事務所 32名参加

4 宛名書 11月11・13・18・20日

南部事務所 20名参加

● 南部事務所

幸区民祭

10月20日、幸区役所で行われた幸区民祭には、16名の会員が参加しました。今年の抽選会のシルバー賞(障子張り)は、若いご夫婦に当たりました。



★大当り1等賞★

● 北部事務所

麻生福祉まつり

11月17日、麻生区役所で『長寿餅』と『手工作品』の販売を行いました。今年で5年目の参加になります。

北部では、9月に、セイワ授産学園ボランティアで植木・清掃・草取りを、10月13日にはあさお区民まつりに参加し、おなじみの『長寿餅』を販売しました。

● 中部事務所

高津区民祭

7月28日、高津図書館前に出店し、長寿餅の販売を行いました。参加者は23名。



お餅うれしいな

10月19日には、多摩川河川敷清掃ボランティアを行い、午後はバーベキューで会員同士の親睦を深めました。



大勢働いているんだね

事務局通信

平成8年度中にセンターで仕事をされた会員の方全員に「配分金支払証明書」を送付いたしますので、所得税の確定申告の際に使用してください。
 「配分金」の所得税法上の取扱いについては、左記のとおりとなります。なお、より詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署にお尋ねください。

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上「雑所得」となりますが、家内労働者の事業所得計算の特例により、配分金から65万円（最高限度額）までが控除されます。

このため、8年中の収入が配分金のみの場合、年齢が64歳までの方（昭和7年1月2日以後に生まれた人）で配分金額が103万円以下の方、及び65歳以上の方（昭和7年1月1日以前に生まれた人）で配分金額が153万円以下の方は、確定申告の必要はありません。ただし、所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の申告が必要となる場合もありますので、その際は各区役所までお問い合わせください。

$$\begin{aligned} & \left[(\text{配分金} - \text{特例控除65万円}) + (\text{公的年金等} - \text{公的年金等控除}) \right] \\ & - (\text{基礎控除38万円} + \text{その他の所得控除})^{*2} \\ & = \text{課税対象額} \times \text{適用所得税率} = \text{所得税額} \end{aligned}$$

※1 上記算式中で、配分金額が65万円未満の場合、その特例控除額は配分金相当額となります。

※2 その他の所得控除としては、65歳以上の方が受けられる高齢者控除50万円などがあります。

〔平成8年分 公的年金等に係わる控除額の速算表〕

受給者の年齢	公的年金等の収入合計金額(A)	公的年金等控除額
昭和7年1月2日以後に生まれた人	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 25% + 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 15% + 78.5万円
	770万円以上	(A) × 5% + 155.5万円
昭和7年1月1日以前に生まれた人	260万円未満	140万円
	260万円以上 460万円未満	(A) × 25% 75万円
	460万円以上 820万円未満	(A) × 15% 121万円
	820万円以上	(A) × 5% + 203万円

【問合わせ先】

川崎南税務署 222-7531
 川崎北税務署 852-3221
 川崎西税務署 956-4911

お知らせ

地域活動推進委員は、次の方達が再任されました。

- 南部 月岡隆志
 - 中部 新明國由
 - 中部 生原慶治
 - 北部 上富逸三
 - 北部 関山秀夫
 - 岡部重次郎
- よろしく願います。

会員のつどい

今年の会員のつどいは、開催場所を変更しましたので、ご注意ください。
 昨年好評を得ました抽選会は、賞品を増やしました。多数の皆様に参加をお待ちしています。

- 月日 平成9年1月18日(土)
- 場所 エポックなかはら (南武線 武蔵中原駅下車1分)
- 開場 午後12時30分
- 開演 午後1時